

戸塚駅周辺地区 バリアフリー基本構想

車交通の処理を図っているものの、歩行者からは、信号待ちの時間が長い等の理由から、国道1号を横断する歩行者デッキの設置が望まれています。

しかし、現在の再開発事業の計画ではバスセンター前交差点は平面横断となっているものの、交差点に接する第1交通広場にはペDESTリアンデッキの整備が計画されており、このデッキを延長して国道1号を横断する歩行者デッキが設置されれば、戸塚駅と長後街道方面を結ぶ安全で円滑な動線を確保することができます。

一方、第1交通広場の地下には自転車駐車が計画されており、当該自転車駐車場利用者にとっては国道1号の平面横断が必要と考えられます。

今後、再開発事業においてバスセンター前交差点の改良を行う際には、自転車利用者の利便性にも十分配慮しつつ、歩行者デッキの設置を含めた歩行者の安全確保と円滑な交通処理について、関係部署により引き続き協議を進める必要があります。

●バリアフリー化が必要とされる歩行者軸について

戸塚駅と区役所方面を結ぶ経路については、鉄道駅と公共施設等を結ぶとともに、商店街として高齢者・障害者等を含む多くの市民が移動する重要な歩行者軸であることから、バリアフリー化が必要とされる歩行者軸となっています。

しかし、現況の道路は歩道の有効幅員の確保が困難であり、法に基づく基準に沿った整備が困難な状況にあります。また、商店街は沿道と一体的な空間を形成している場合があり、現在の店舗を取り壊し、道路を拡幅して歩道を設置することが、必ずしも商店街利用者や近隣住民が望むまちづくりであるとは言えません。

したがって、「バリアフリー化が必要とされる歩行者軸」については、法に基づく基準による歩道整備だけを考えるのではなく、利便性、快適性、景観などの多くの要素を含めて、道路空間及び地区交通のあり方を検討し、まちづくりと一体となった安全で快適な歩行空間の検討・整備を行う必要があります。

今後もバリアフリー事業に関するご意見をお寄せください。

お問い合わせ：横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-3800・4086、FAX：045-651-6527

Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp

戸塚区役所区政推進課 企画調整担当

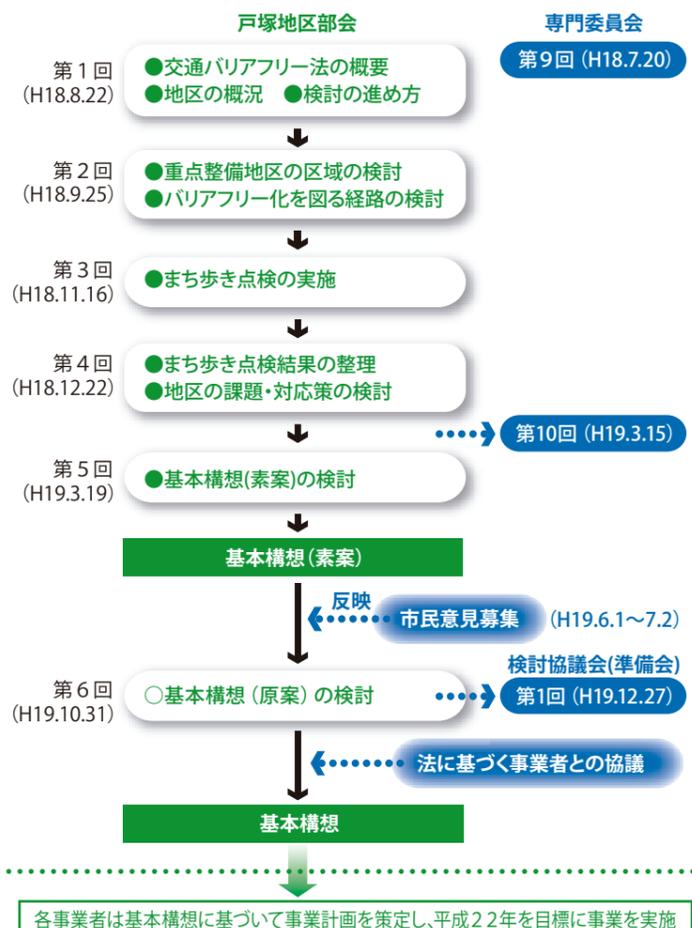
〒244-0003 横浜市区戸塚区戸塚町157-3 電話：045-866-8328、FAX：045-862-3054

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、戸塚区区政推進課にて、基本構想の閲覧を行っています。

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/

これまでの経過と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と戸塚地区部会を設置し、検討を進めました。



基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 特定事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

横浜市では、平成9年3月に制定した「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進について、さまざまな取組を進めてきました。

また、平成12年11月には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、横浜市においても、関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅の各駅周辺地区を重点整備地区に位置づけ、同法に基づく基本構想を策定し、鉄道駅、周辺の道路、信号機等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このような中、平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。この法律は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づき、すべての人に利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していこうとするものです。

これを受けて、横浜市南西部の拠点として、行政、福祉、商業施設などが多く立地している戸塚駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



戸塚駅周辺地区における重点整備地区の区域

戸塚駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏域には、戸塚区役所、戸塚地区センター、上倉田地域ケアプラザ、戸塚区社会福祉協議会といった公共施設

や福祉施設が立地しているとともに、地区外からも多くの人が訪れる商業施設や医療施設も立地しています。

戸塚駅周辺地区における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とします。

参考

バリアフリー新法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

- 公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進
公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

- 重点整備地区のバリアフリー化の推進
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、

障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

バリアフリー基本構想とは・・・

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。





(1) 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について

横浜市では、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることが大切であると考え、「工事中の歩行者に対するバリアフリー対策ガイドライン」を作成し、平成17年7月1日から実施しています。

このガイドラインは、公共の歩行者空間において、工事中であっても誰もが安全で安心して通行できるように、歩行者へ配慮すべき基本的事項をまとめており、工事関係者が、個々の現場で具体的なイメージを持って、工事中のバリアフリー対策に取り組めることを目指しています。

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業及び戸塚駅前地区中央土地区画整理事業においては、このガイドラインの趣旨を踏まえ、工事期間中のバリアフリー対策の充実を図っていくこととしています。

(2) 市街地再開発事業及び土地区画整理事業とバリアフリー基本構想に基づく事業の整合について

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業においては、平成24年度の事業完了に向け、また、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業においては、平成26年度の事業完了に向け整備が進められています。

一方で、バリアフリー基本構想では整備の目標年次を平成22年までとしていることから、両事業区域内における全ての生活関連経路が平成22年までに法に基づく基準等に沿った整備を完了することは困難と考えられますが、地区の生活道路として重要性が高いことから、なるべく早期でのバリアフリー化の整備を図る必要があります。

(3) 経路と建築物等間のバリアの調整

経路と建築物等がバリアフリー化されても、経路と建築物等間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴います。そのため、経路のバリアフリー化にあたっては、また建築物等のバリアフリー化にあたっては、相互に調整を図り、両者の間にバリアが発生しないようにする必要があります。

また、少なくとも重点整備地区内においては、生活関連施設及び生活関連経路以外の経路や施設についても、両者の間のバリアの排除に努めることが重要です。

(4) バスセンター前交差点における歩行者動線の考え方について

戸塚駅と長後街道方面を結ぶ経路は、地区の中心的な歩行者動線に位置づけられ、その通行には国道1号を横断するため、長後街道と国道1号が交差するバスセンター前交差点は、歩行者の安全で円滑な移動に配慮しなければならない重要な交差点となっています。また、現況の交差点は平面横断で歩車分離式信号機により歩行者の安全確保と円滑な自動

●平成22年を目標に整備する事業 ◆今後機会をとりながら整備を検討する事業

